

## 清代における「境」と流通：食糧問題の一齣

則松，彰文  
福岡大学人文学部

<https://doi.org/10.15017/24618>

---

出版情報：九州大学東洋史論集．20，pp.1-16，1992-01-25．九州大学文学部東洋史研究会  
バージョン：  
権利関係：



# 清代における「境」と流通

## 食糧問題の一齣

則松彰文

### はじめに

清代前・中期（十七・十八世紀）の食糧問題、とくにその生産と流通について考察するとき、当時における一つの重要な概念として、「境」なるものが存在していたことに気付く。この「境」という語は、史料上、「邑境」「県境」「省境」などが見え、ある一定の地理的範囲（地域）を示す語として、また、各地域間の接点ないしさかい目（県さかい、省さかい、等）を表わす語として広く使用された。しかし、「境」は右の用法以外に、ある特定の概念や発想を有する言葉として、当時の人々に用いられた。本稿で取り扱う食糧問題についてみても、生産と流通、需要と供給といった事柄が論じられた場面では、多くの場合、この「境」概念がそれらと密接に絡まっていたのである。

当該時期の食糧問題については、安部健夫氏の米穀需給研究<sup>1)</sup>、および全漢昇氏の物価史研究<sup>2)</sup>以来、これまでに地主制、荒政、物価、経済政策、経済構造他、様々な観点から論じられた豊富な研究蓄積を有している。しかしながら、「境」の概念に着目してこの問題を改めて捉え直してみると、従来のものとはまた些か異なる論点を提出することが可能であると思われる。本稿は、当時の人々、少なくとも、現在我々が手にしうる文献を記した人々が共有した「境」の概念を手懸りとして、十七・十八世紀の江浙地方、ならびにその近隣地方における食糧問題の一齣につき、若干の考察を行なうものである。

右に述べた通り、本稿の主たる目的が、従来の理解に何がしかの新知見を加えようとする点に存することもあって、ここに取り上げた史料の多くは、既に諸先学によって紹介済みのものである。そのため、新史料の提供という点で、ほとんど新味の無いことを予めお断りしておかねばならない。

## 一 食糧自足問題と「境内完結」志向

十七・十八世紀の江浙地方は、高い土地生産力を背景に、依然として第一級の食糧生産高を誇っていた。しかし、当該時期における江浙地方の特徴は、当地が併有する中国最大の食糧消費地、食糧搬入地としての二面性にあった。他地域から恒常的に、しかも大量の食糧供給を受ける状況下にあつて、江浙地方の食糧需給に論及する者の多くは、次のような常套的分析手法をもつてその点を説明した。すなわち、各論者が考察・論及の際に対象とした地域内（傍点は筆者。以下、同じ）における生産量と消費量との相關関係から、当該地域内での食糧自足の能否を論ずるという手法である。「本地の産する所の米糧、本地の民食に敷らず」といった表現に代表される、右の手法を用いた事例は、江浙地方に関わるものの場合、枚挙に暇なく、まさに常套句の觀を呈していた。

それら数多の事例においては、大別して次の二通りの内容をもつて食糧自足の能否——とくにその不能——が語られている。その一は、純粹に対象地域内における需要と供給の不均衡を要因として挙げるものである。例えば、乾隆十年代前半

（十八世紀中葉）の黄印『錫金識小録』卷一、備參上、「米価」には、江蘇省常州府無錫・金匱両県に關して、

邑中之田所収、尚未足供邑人之食、更欲接濟他省、勢必不能。

とあり、また同前、「田土之利」に、

計一邑之田、未足以供一邑之食、無怪乎民生日艱也。

とある。さらに、浙江省杭州府昌化県に關して、道光三年（一八二三）刊『昌化県志』卷五、戸賦志、積貯に、乾隆の県志を引いて、

本地所産、寔不足以養本地之人。

とある如くである。

いま一つは、右に述べた需給不均衡の真因として、耕地面積と人口数との關係を挙げるもの、ないしは、その何れかを強調して指摘するものである。つまり、耕地面積の狹隘さに規定された食糧生産量と、人口の多さに伴う消費量、それら二者間の不均衡を説くものである。例えば、咸豐九年（一八五九）刊『南潯鎮志』卷二四、物産、穀之属には、浙江省湖州府烏

程県南潯鎮に關して、

地狭人稠、本地所出之米、納糧外、不足供本地之食、必頼客米接濟。

とある。また、二要素のうち何れかを強調するものとしては、前掲、『昌化県志』卷三、河渠志、堰に、

独是昌山多田少、一年之所獲、不足支半歲。恒乞糴於外郡、以及塩布百物之所需、皆取給於蘇松杭紹。

とあり、さらに、『宮中檔乾隆朝奏摺』台湾・国立故宫博物院刊、第三輯、八七三頁、兩江總督尹繼善・江蘇巡撫莊有恭の十七年（一七五二）九月二十日奏摺に引かれた江蘇布政使郭一裕の称に、

惟是江蘇戶口殷繁、本地所產米糧、不敷本地民食、全賴江広上江接濟。

とある。前者は耕地面積の狹隘に伴う生産量の点から、後者は人口増加に伴う消費量を主因に、それぞれの地における食糧自足の不能が説かれている。周知の通り、人口増加の問題は、江浙地方に限らず、当該時期の中國全般に關してみられた指摘である。かの洪亮吉が、乾隆・嘉慶年間について、

戶口至今日、可謂極盛矣。天不能為戶口之盛、而更生財。地不能為戶口之盛、而更出粟。

と述べたように、人口増加に伴う食糧需給の逼迫という認識は、當時にあつては、かなり普遍的な拮据がりをもっていたように思われる。

何れにしても、当該時期の江浙地方において、論者の多くが常套句的とはいへ、食糧自足問題とくにその不能を指摘したことは確かであろう。なおかつ、その際には、個々の各経営単位における自給自足が問われたのではなく、後述の如く、それぞれの地域内<sup>11</sup>「境内」における自足の能否が問題とされた点が注目に値する。そこで以下においては、当該時期における食糧自足の発想と、その発想の枠組みに關わる「境内」の問題について、考察を進めることにしたい。

先学の研究によって明らかな通り、江浙地方の米穀需要地は、明末（十六世紀後半）以降、長江中・上流域で産出された米穀の恒常的な流入を俟つてはじめて、その需要が充たされる状態にあつた。このように常態化した広域的な食糧流通構造の下にあつてもなお、問題がごと食に關わるものであつたが故に、食糧自足に対する人々の強い思いが残存したように思われる。乾隆年間の人、高晋は兩江總督時代、當時の江蘇省松江府近辺における米穀需給の情況を苦々しく思い、その改善について次のように主張した。

惟松江府・太倉州・海門庁・通州並所屬之各県、逼近海濱、率以沙漲之地、宜種棉花。是以種花者多、而種稻者少。每年口食、全賴客商販運、以致糧價常貴無所底止。(中略)臣請、嗣後以三年為限、責成松江・太倉・海門・通州各府庁州県地方官、將應開溝渠、並淤塞支河汊港、多方設法、照業食佃力之例、次第勸民開濬深通、以収水利之益。然後勸諭紳士百姓、凡田土在一頃以下者、應聽其便、若在一頃以上者、只許種棉一半、其余一半改種稻田。士民之遵行者獎勵之、抗違者教戒之。(中略)如此寬以限期、則民無擾累、官有責成。將見本地之產糧日多、不專藉於外来商販、似於海疆民食、大有裨益矣。

高晋は、當時の商品生産における一つの核となっていた松江府および近隣地方の棉作の隆盛が、それに反比例した稲作の減少をもたらしした結果、当地の食糧が客商依存となり、それが恒常的な穀物価格の騰貴につながることを指摘した。その上で、当地における稲作から棉作への転換を助長した水利の不備を、各地方官主導の「業食佃力」方式による水利事業で克服したのち、田土面積一頃を基準に、それ以上の所有者については、棉と稲の作付面積を半々にすることを提唱した。このような米穀増産が、「本地の産糧は日に多く、専ら外来の商販に藉らず」という成果を生むものである。彼はまた、食が衣よりも重要であることを知らしめた上で、稲作を多く、棉作を少なくさせよと主張した。右の高晋の主張は、発想の点において、次の二つの重要な要素を包含している。一つは、食の重視であり、いま一つは、客商・客米依存体制からの脱却を目標と目論んだ、松江府一帯の棉作地域内における米穀増産である。

第一の、食糧問題の固有性に関わる点についてであるが、これが中国およびその影響を受けた東アジア諸国の伝統的思考たる、農本思想に根ざしたものであることは、疑いをいれないであろう。農本商末の思考に照らせば、末商へと連なる棉作が、官民双方にとって「根本之計」たる食糧生産を阻礙しているとの認識が高晋に存したであろうことは、想像に難くない。また、陝西巡撫の任にあった畢沅は、乾隆四十七年(一七八二)の上疏において、

竊惟、国家大計、不過民生・吏治二端。而建官之本意、則以勤民為主。勤民之要、終以足食為先。

と述べ、国家・官・民三者にとっての最優先課題が、民生に関わる食の充足にあることを指摘している。以上から、当時における食糧問題重視という姿勢の一端を窺い知ることができるであろうが、肝要な点は、食の重視と「境」との連関である。すなわち、先に掲げた高晋の発想の二点目に関わる問題である。先述の通り、江浙地方の食糧需給に関する論者の認識・評

価は、論及の際に対象とした該当地域内に枠を設定して、つまり「境内」に環を閉じて発想することによってもたらされたものであった。先に述べた高晋の主張も、松江府一帯の棉作地域に枠組みを設定した、「境内完結」に基づく食糧自足論であつたと考えられる。

ここで、江浙地方から少し範囲を拡げて、福建・江西両省に関する事例に眼を転じてみよう。乾隆年間の福建省福州府閩県の人、郭起元は、福建省について、

閩地二千余里、原隰饒沃、山田有泉滋潤。力耕之、原足給全閩之食。無如始闢地者、多植茶蠟・麻苧・藍靛・糖蔗・離支・柑橘・青子・荔奴之屬、耗地也三之一。其物猶足供食用也。今則煙草之植、耗地十之六七。（中略）竊念、古者建国居民、不待食于疆外。閩地耗于植煙、既嚴其禁、然小民不知大計、終以煙草為利、久且復植。

と述べている。<sup>18</sup>「之を力耕すれば、原より全閩の食を給するに足る」といい、また、「古者建国の居民、食を疆外に待たず」という二つの評価から推して、郭起元もまた高晋と同じく、「境内（福建省内）完結」に基づく食糧自足という発想を有していたことが窺えよう。かかる「境内完結」志向は、康熙・雍正年間の福建省漳州府漳浦県の人、蔡世遠が、

竊聞、王政無遏糴之文、救荒有移粟之例。（中略）福建之米、原不足以供福建之食、雖豐年多取資於江浙。亦猶江浙之米、原不足以供江浙之食、雖豐年必仰給於湖広。

という如く、また陳弘謀が江西巡撫の時代（乾隆六十八年）に、

江西本產米之鄉、今以本地之人、食本地之米、可無米貴之患。

という通り、省を単位としてそれぞれの米穀需給を論じた場合にも見て取れる。そもそも、地方官の対象とすべき行政施行の範囲は、一般的には、その任地内に限定されるものである。<sup>20</sup>したがって、右の陳弘謀の事例のように、地方官が任地を単位として食糧需給を論じることが、立論上の一つの便法とも考えられよう。しかしながら、本稿を通じていわんとすることは、かかる便法の前提として、彼らの発想の根底に、「境内完結」の志向が存在していたのではないかということなのである。

さて、時代は少し降るが、乾隆末から咸豊初の人、包世臣にも食糧自足に関わる著作がある。道光年間（十九世紀前半）に刊行された『安吳四種』『齊民四術』巻一、農二、「庚辰雜著二」には、嘉慶二十年代頃の江蘇省蘇州府における多数の窮

民の存在が取り上げられている。彼は、

然而一遇凶荒、則流離載道。屢受豐年、而農事甫畢、窮民遂多、并日而食者何也。說者謂、生齒日繁、地之所產、不敷口食。此小儒不達理勢之言。夫天下之士、養天下之人至給也。人多則生者愈衆、庶為富基。豈有反以致貧者哉。

と述べて、当時一般的であった人口増加に伴う食糧不足という見解を痛烈に批判し、逆に人口の増加に対し正の価値を与える。その上で、蘇州府における食糧不足は、煙（タバコ）・酒・アヘンの三害に起因するとして、三者それぞれの構造を論証している。そのうち、酒害を論じた箇所末尾において、包世臣は、

以蘇州之稠密甲於天下、若不受酒害、則其所產之穀、且足養而有余。其他地庠人稀之所可知。

と述べ、その弊害を強調している。勿論、これが文脈上、釀酒・飲酒による弊害の強調を意図したものであることを割り引く必要があるが、右に示された包世臣の見解もまた、蘇州府内で完結した「境内完結」の食糧自足論といえるであろう。

以上に述べてきたところから窺えるように、当時当地における士人層の食糧問題に関する認識には、「境内完結」志向に基づく「食糧自足」志向が存在したと考えられよう。他地域で生産された食糧（とくに米穀）の広域流通が常態化した状況にあってもなお、食糧自足こそを理想の形態とする「食糧自足」志向が、彼らの意識に厳然と残存していたのではなかろうか。そして、その食糧自足とは、各人の立脚する地域を単位として、その「境内」に発想の枠組みを完結させた「境内完結」をもって論じられたものだったのではあるまいか。<sup>(26)</sup>

以上の見通しを踏まえた上で、次節においては、米穀流通上における「出境」の問題について検討することとしよう。

## 二 出境問題

十七・十八世紀の中国において、広域的な食糧流通が常態化していたといっても、当然のことながら、常にスムーズな物資の流れが保証されていた訳ではなかった。需要地・供給地双方における事情や、商人活動・流通ルートの問題に関わる流通過程上における諸要素、また時々の経済政策他、まさに種々の構成要素によって食糧流通は深く規定されていた。右のような広域流通に関わる問題として、当時様々な論議を呼んだ過糶、阻米、採買は、何れも食糧がある「境」より外に搬出されるか否かという点、つまり「出境」問題を係争点とするものであった。その際に焦点となった「境」とは、単なる特定地

域の内外という次元を超えて、先述の如き「境内完結」志向や地域主義の発想に根ざした、固有の「境」概念に関わるそれであったのである。本節では、筆者自身をも含めて、従来より取り上げられてきた遏羅、阻米、採買の問題を、かかる「境」概念に着目することによって改めて考察したい。

## 遏羅と阻米

遏羅とは、食糧搬出地の地方官が、搬出の結果もたらされるであろう品不足や価格騰貴を懸念し、その防止策として、域外への搬出を行政権限をもって強制的に停止させる行為である。<sup>(27)</sup>そこで、この遏羅行為と「境」に関わる興味深い認識を、先掲の黄印に見てみることにしよう。彼は、乾隆十年代までの無錫・金匱兩県<sup>(28)</sup>（以下、錫金と略記）における米穀需給について、

愚按、邑中之田所収、尚未足供邑人之食、更欲接濟他省、勢必不能。每歲鄉民、棉布易粟以食、大抵多藉客米、非邑米也。雍正以前、邑米未嘗不出境、而湖広・江西諸處米艘輻至。下流之去者少、上流之來者多。雖當歉歲、而米不甚貴者此也。近則他省之米罕至、而私販出境者滋多。則米日少、而餉安得不増。

と述べている。<sup>(29)</sup>県内における地域差を孕みつつも、トータルに見て、棉布その他の手工業品生産によって生計を支える当地の民は、長江米穀流通に基づく湖広・江西米の搬入によって、その需要を充足させていた。ところが、乾隆十年代になると、雍正段階までには見られなかった現象として、長江流通米の不通と、錫金の県外流出という事態が起こった。そのため、錫金では米不足と価格騰貴に見舞われたという。<sup>(31)</sup>このような現状に対して黄印は、先に続けて、

至浙省大荒、反借資於蘇常之米、餉高三倍無惑矣。始邑令猶嚴出米之禁、及浙省需米急、上官有遏羅之戒奉文。官羅者什之一、私販出境者什之九矣。上源既絶、下復決防、以注其涸也、可立而待也。如曰米貴、流通必使上游之米、先流通於下。乃可為邑令者、當視客米之通塞、以為權衡。苟客米不至、則禁止牙行、勿私通商販、不可不嚴也。

と述べ、錫金における米穀需給の安定化へ向けて、現状の打開と復旧とを主張する。つまり、長江中・上流の米穀生産地から錫金へ向けての搬出確保と共に、万一その搬入が滞った際には、錫金の地方官が商業行為に制限を加えること——実質的に遏羅の内容をもつもの——を提言しているのである。他地域から錫金への円滑な流通Ⅱ「出境」を主張する一方で、必要

あらば錫金での遏糶実行を求める右の黄印の議論は、遏糶行為のもつ意図の所在を象徴的に表わす一例であるといえよう。すなわち、遏糶とは、「境内完結」志向に基づく食糧の「出境」阻止を目的とするものであった。各地方官による遏糶行為に対し、清朝中央政府は強くその排除を求めたが、その遏糶嚴禁の論理には、阻米との連関を説くものも見られる。そこで、次に阻米の問題を検討し、そのちに両者を合わせて、それらの禁止を説く論理について一考することとしたい。

阻米とは、遏糶と同じく、米穀の「出境」を阻止する行為である。しかし、行為の主体という点で両者は異なり、阻米は農民、都市住民、棍徒、無賴、また下層士人層によって果たされた。阻米行為に関しては、近年、三木聰氏が抗租との関連から詳細な考察を行なっている。三木氏は、明末清初の福建の事例から、抗租に阻米闘争としての一面が看取されることを指摘する一方、当時の福建佃農による阻米が、米穀の「本郷」内確保と、「他境」への流出阻止を目的としたものであったことを論証した。ここでは、三木論文にも既に引用されている、江西巡撫の任にあった陳弘謀の乾隆七年（一七四二）十二月の「飭禁阻米彊買惡習檄」を素材に、阻米と「境」との連関について言及しよう。陳弘謀は、阻米批判の立場から次のように述べている。

再四体訪実由、地方富戸初聞、各省米貴採買甚多、以為将来米価自必日昂、因此不肯出糶。亦有貧民藉米貴為名、阻撓富戸、不許売穀。或鄉村之穀、不許入城、此鄉之穀、不許売於彼鄉。或沿途攔阻客米、不許出境。更或將田主租穀、不許入城。遂至米穀上市者少、本地有無不能相通、價值益見其貴矣。（中略）不但本境貨販勢不能無、即隣省商販持佃赴買、亦屬貿易之常、歷年如此。米非犯禁之物、販米非違禁之事。現在欽奉恩旨、永免各關米稅、又欽奉上諭、不許隣省遏糶、煌煌聖訓、無非軫念民食、流通米糧至意。豈容地方刁民、藉米貴之說、不容販運出境。（中略）至來年各處、出借社穀、平糶官米、自然源源接濟。自示之後、敢有阻撓糶賣、不許過鄉越村、攔截客米、不許出境。或抗欠田租、或恃衆彊借、或短佃勒買。凡此種種惡計、非係貧而無賴之奸民。即屬統衆為非之惡棍刁、不可長法更難容。

右の史料から窺える陳弘謀の阻米批判の論点は、煎じ詰めれば、富戸擁護と清朝中央政府のとする米穀流通促進策の支持ということになるであろう。ここで、彼の「出境」認識に注目すると、鄉村から城内ないし他の鄉村への米穀流出に対する阻米行為に関しては、「過郷」、「越村」という語を使用し、「出境」の語は、他省との関わりを有する客米流通の阻止に関する場合のみ使用されている。以上のニュアンスから、陳弘謀は省域を基準に、省境を越える行為を「出境」と認識していたも

のと考えられよう。右の事例は、「境内完結」志向との関わりを明示するものではないが、郷・村・省といったレヴェルにおける米穀の域外流出阻止の行動として、阻米が位置づけられたことと共に、「越省」阻止を目的とした阻米行為が、「出境」に関わる問題として認識された点に、一つの特徴を見い出すことが可能であろう。

さて、右に述べた遏羅、阻米に対する禁止の論理についてであるが、乾隆帝は、

各省年歲豐歉不齊、全賴商販流通、有無貿遷、以資接濟。向來地方官懷私邀譽、罔顧大体。雖有遏羅之禁、而陽奉陰違者、仍復不免。今年江浙所屬、偶被偏災、本地米糧既少、勢必藉資隣省。誠恐不肖有司、昧救災卹隣之義、阻遏羅販、市賈益藉以居奇、地棍因而滋事、則災地民食、倍覺拮据。著伝諭四川・湖広・江西・河南・山東各督撫等、嚴飭屬吏、遍行曉諭。凡有商販米船、不拘大小多寡、聽其裝載流通、不得遏羅。如有地方無賴棍徒、借端撓阻者、即行嚴拏治罪。該督撫等務宜實力奉行、以副朕一視同仁之意。

として、それらの嚴禁を指示している。尤も、遏羅に関する「陽奉陰違する者、仍ほ復た免かれず」という指摘が、その根絶の困難さを物語っているのであるが。乾隆帝は、ここで不肖の地方官が行なう遏羅に端を借りた商人の不正行為、ならびに地方棍徒等の阻米行為を懸念し、これらの防止をも意図して遏羅禁止を改めて説いているのである。この遏羅と阻米との連関について、乾隆年間の大官、尹繼善は次のように詳説している。<sup>(36)</sup>

年歲豐歉、原不能齊、全賴商販流通、有無懋遷、以資接濟。乃地方官員、往往各懷私心、不顧大体、一遇隣省荒歉、惟恐米糧外販、出示禁止、以博本地鄉愚之歡心。甚至同省之中、亦各分彼此、本県之米、不許販往別県。而地方棍徒、遂得借端生事、本村之米、亦不許載往別村、攔截河道、肆行扒搶、每至聚衆鬪毆、釀成大事。此皆遏羅之弊、貽害不淺也。尹繼善の認識によれば、地方官は任地の民衆の歡心を買うために遏羅を行ない、さらに、それに借端した棍徒が、「本村」の米穀の「別村」へ向けての搬出を阻止すべく、阻米（「攔截河道」）や搶米（「肆行扒搶」）を引き起こすという。彼はこれらを等しく、遏羅の弊害として認定しているのである。

右に掲げた乾隆帝および尹繼善の前提となる現状認識は、中国内における物資流通の商業流通依存体制であり、その流通に対する阻礙要因の排除が、遏羅・阻米禁止の主目的であつたといえよう。<sup>(37)</sup>さらに、遏羅嚴禁策には、遏羅に起因した阻米の生起を防止する意図も含まれていたと考えられるであらう。<sup>(38)</sup>

## 採買

採買とは、一般的には、「仕入れる」、「買い付ける」といった意味を表わす言葉であるが、当該時期の米穀に関する採買は、常平倉穀の調達・補充を主目的に、各地方の総督・巡撫らが主催した公権力主導による米穀の買い付けという具体的な内容を有するものであった。かかる米穀の官採買については、筆者の論考を含め、既にいくらか取り上げられているので、詳細に関してはそれらの先行研究を参照していただくこととし、ここでは、その一大改革となった乾隆十八年（一七五三）の施策について論じることにした。

乾隆十七・十八両年にわたる全国的な論議を経たのち、十八年四月に決着をみた改革策は、省境を越えて委員を派遣し他省で米穀を買い付ける従来の方式<sup>(41)</sup>Ⅱ「委員越省採買」を原則的に禁止し、倉儲米穀の補填を各省境内に限定するというものであった。この改革の目的は主として、越省して行なわれる委員採買が惹起する他省への米価騰貴の波及を防止すること、ならびに官採買と民間の商業活動との競合という実態を踏まえた上で、後者による円滑な商品流通を相対的に重視すること、以上の二点にあったと思われる。この採買改革に関しては、いくつかの注目すべき点が指摘されているが、<sup>(42)</sup>「境」の観点から特筆すべきは、これが、官採買の「境内完結」方式の実施と、商業流通の「境内完結」排除という、相反する二つの内容を併有している点である。つまり、この十八年改革においても、米穀流通と「境」概念Ⅱ「境内完結」との関連が、すなわち「出境」問題が厳に問われたのであった。

以上、清代前・中期の食糧流通に関わって、遏羅・阻米・採買の問題を「境」の観点から論じてきたが、これら三者に対する清朝中央政府の考え方について、最後に一言しておく必要がある。筆者は、遏羅・阻米の禁止、「委員越省採買」の原則的禁止という基本方針の意味するところは、つまるところ、全国的な「自由流通」の原則に基づき、商人活動による物資の「出境」を直接・間接に支持するということではなかったかと考える。その実現へ向けての具体的ありようが、遏羅・阻米行為を生む「境内完結」志向の排除であり、他方、米穀の官採買に関する「境内完結」方式の採択ではなかったのか。少なくとも、当該時期の食糧問題に関し、「境」概念の広汎な存在を指摘することが可能であると思われる。ただ、その発現のあり方は二様である。発想の枠組みを「境内」で完結させる「食糧自足」志向や遏羅・阻米行為として現われる一面

を有するもの。他方、その対極には、当時常態化していた「境」を越える広域的食糧流通、とくに商業流通の堅持・促進の立場からの「境内完結」志向批判Ⅱ「自由流通」の主張という一面を有するもの。これらの二面性を「境」概念は具有していたのであるまいか。

## 小 結

十七・十八世紀の中国経済が、広域にわたる、しかも活発な商品・商業流通を不可欠な構成要素の一つとして展開していたことは確かであろう。かかる状況の下、清朝中央政府は全国的規模での「自由流通」を目指すと共に、民間商業流通の活性化を図ることによって、種々の食糧問題解決へ向けての活路を見い出そうとしたものと考えられる。<sup>(4)</sup>しかし、皇帝を頂点とする中央政府が、右の基本方針に基づいて下す具体的な裁可には、当然のことながら、各地方・各人の利益に抵触するものも存在した。とくに、地域主義的発想に根ざした認識や行動は、両者間の矛盾・対立を不可避にした。本稿で明らかにしたように、食糧自足の志向にしても、遏籴や阻米にしても、それらが各地方ないし各人の「境内」に環を閉ざした発想に基づく、地域主義的な思考・行動であったことは間違いない。しかしながら、先述の通り、乾隆十八年の改革によって果たされた官採買の「境内完結」方式の採択は、清朝中央政府にもまた、かかる「境」概念の存在したことを指し示すものに他ならない。したがって、食糧問題に関する場合、「境内完結」志向を、ただ各地方・各人のエゴイズム、ないし自己主張としての地域主義と評価するばかりでは、十全とはいえないであろう。当該時期における「境」に関わる固有の発想の広汎な存在と、その共有とを改めて評価すべきではないかと考える。

清代後期以降における地域主義の展開、総督・巡撫ら地方大官の権限強化と、それに伴う省を単位とした地方政府の中央に対する相対的肥大化、といった事態を勘案するとき、本稿で取り上げた「境」の問題は、一考に値するものといえるのではなからうか。

「境」の問題は、より広い分野において、多角的視点からアプローチを試みる必要があるテーマであろう。例えば、一般民衆の日常生活空間における「境」認識や、商業圏と「境」、通婚圏と「境」、あるいはまた精神世界と「境」、等々。いわば、空間の「社会史」的分析が肝要とならうが、それは爾後の課題とさせていただきます。

# 註

(1) 安部健夫「米穀需給の研究——『雍正史』の一章としてみた——」『東洋史研究』一五卷二号、一九五七年（のち、同『清代史の研究』創文社、一九七一年、所収）。

(2) 全漢昇「美洲白銀與十八世紀中國物価革命的關係」『中央研究院歷史語言研究所集刊』二八、一九五七年（のち、同『中國經濟史論叢』第二冊、新亞研究所、一九七二年、所収）。

(3) ここで、十七・十八世紀の食糧問題に関連した数多の先行研究を列挙する紙幅はないし、またそれが大きな意味をもつとも思われない。以下、行論に關係するものについて適宜紹介することにした。なお、右の問題に關する確な學說史の整理と課題提起を行なったものに、岸本美緒「清代物価史研究の現状」『中國近代史研究』五集、一九八七年、がある。

(4) 「境」の概念と流通に關する問題を、食糧問題を素材に考察することには、一定の限界が存在しよう。とくに、食糧問題のもつ強烈な個性（特異性）の存在は、右のテーマに対する普遍的な見通しを与えることに、留保を与えるであろう。しかしながら、反面、食糧とくに米穀は、塩や鉱山資源の如き著しい偏在を伴わぬ、かなり普遍性を有する存在であるだけに、「境」と流通の問題を考察する際、一つの分析対象として、一定の有効性を保持するものと考えられる。

(5) 三頁に紹介した両江總督尹繼善・江蘇巡撫莊有恭奏摺、所引の江蘇布政使郭一裕の称。

(6) 「預備倉」の項の割註。

(7) 乾隆八年（一七四三）に關する記事の割註。

(8) 洪亮吉「卷施閣文甲集」補遺、「寺廟論」。

(9) 全漢昇「乾隆十三年の米貴問題」『慶祝李濟先生七十歲論文集』台北、一九六五年（のち、全、前掲書、所収）、および則松彰文「清代中期の經濟政策に關する一試論——乾隆十三年（一七四八）の米貴問題を中心に——」『九州大學東洋史論集』一七号、一九八九年（以下、拙稿Aと略記、他を参照。なお、人口増加に対する乾隆帝の認識の変化については、則松彰文「清代中期の浙西における食糧問題」『東洋史研究』四九卷二号、一九九〇年（以下、拙稿Bと略記）、六一―六三頁を参照されたい）。

(10) 安部、前掲論文、参照。

(11) 『皇朝經世文編』卷三七、戸政二、農政中、「請海疆禾棉兼種疏」。

(12) 同右、高晉上疏に、

又究其所以種稻多費工本之故、則因田間支河汊港淤塞者多、艱於車水、工本不無多費。  
とある。

- (13) 業食佃力については、濱島敦俊氏の重厚な研究がある。同『明代江南農村社会の研究』東京大学出版会、一九八二年。
- (14) 前掲、註(11)の高晋上疏に、「使知食重於衣、多種稻而少種棉」とある。
- (15) 同右、高晋上疏に、「官民固知為根本之計」とある。
- (16) 『皇朝經世文編』卷三六、戸政一、農政上、「陝省農田水利牧畜疏」。
- (17) 雲南巡撫（一時、雲南総督を署理）の任にあった張允隨もまた、乾隆二年（一七三七）の上疏において、「足食は民生の本計たり」と述べて、勸農に関する議論を展開している。『皇朝經世文編』同右、「勸農三策疏」。また、後掲、註(18)の郭起元も、「然れども小民は大計を知らず、云々」（同左）として、地を耗するタバコ栽培を批判している。
- (18) 郭起元『介石堂集』古文、卷八、書、「上大中丞周夫子書」。同史料は、若干の字句の異同を伴い、『皇朝經世文編』同右、にも収載。
- (19) 『皇朝經世文編』卷四四、戸政一九、荒政四、「與浙江黃撫軍請開米禁書」。なお、蔡世遠『一希堂文集』については、筆者未見。
- (20) 『皇朝經世文編』卷三四、戸政九、屯墾、「請開廣信封禁山並玉山鉛硫疏」。
- (21) 例えば、雍正、嘉慶年間の人、汪輝祖『學治統説』「隣境重案不宜分畛域」には、「守土之官、治不越境似也」とある。
- (22) 『庚辰雄著』は、嘉慶庚辰の年、二十五年（一八二〇）に執筆されたものである。
- (23) 前掲、註(9)の全漢昇論文、および拙稿A・B、参照。
- (24) 包世臣の議論に関して、さらに留意しなければならないことは、当時の蘇州があわせもっていた長江米穀流通上の一大集散地としての側面に関する言及が、一切なされていないという点である。周知の如く、長江水運によって下流してきた米穀は、蘇州府楓橋鎮に一旦集積され、当地を起点としてさらに南北へと搬出された（安部、前掲論文、参照）。かかる蘇州の搬出地としての実態を踏まえるならば、包世臣のような蘇州府内で完結した食糧自足論は、議論として不完全なものといえよう。あるいは、包世臣の議論は、右の如き不備を承知で、酒・煙・アヘン三害を強調して述べたに過ぎないものと評価すべきなのであろうか。
- (25) 「境内完結」による食糧自足への向けての具体的施策が、果たして実際に地方官らによって試みられたのか否か、という問題が存在する。例えば、先に紹介した高晋の提言が、具体的に実行に移されたのかどうか、現段階では未だ確認できていない。今後の検討課題である。
- (26) 食糧自足と「境内完結」の問題を以上のように捉えると、我々が従来行ってきた食糧自足に関する評価には、一定の修正を加える必要が存しよう。清代の米穀需給に関する安部健夫氏の先駆的研究では、各省分内における供給量を需要量で除した数値（勿論、生産額と人口数それぞれの数値に留保を付しつつも）をもって、食糧自足が可能な省分か否かが検証された。また、従来の研究では、省あるいは府・県を単位に、食糧自足の能否がまま語られてきた。しかし、右の評価は、本稿で指摘した士人層の発想と同じく、「境内完結」による食糧自足を問うたものに過ぎない。それはあくまで、一つの枠組みを設定した上での思考に過ぎないものであって、当時の実態とはおよそ無縁なものといえよう。食糧自足が可能か否かという問題は、当時恒常的に行なわれた「境」を越える食糧の出入という重要な要素をも踏まえた、現実的問題

として語る必要があるであろう。

(27) 安部、前掲書、四九四頁、および拙稿A、一三八頁、参照。

(28) 金匱県は、雍正二年（一七二四）に無錫県を析して設置された。然るに、黄印の『錫金識小録』の中での記述は、依然として分県前の状態で為されており、金匱をも含めて、「無錫」ないし「吾邑」といった語が使用されている。

(29) 黄印『錫金識小録』巻一、備参上、「米価」。

(30) 同右、「力作之利」。

(31) 無錫・金匱両県の米穀需給に関する情況の大変化をもたらした要素は種々あろうが、黄印の見解では、それが商人活動によるものと看做しているニュアンスを窺うことができよう。また、本文後掲の史料に語られる如く、乾隆十三年前後における浙江省の深刻な歉収も、無錫・金匱米の流出を助長したと思われる。

(32) 中国人民大学清史研究所・檔案系中国政治制度史教研室合編『康雍乾時期城鄉人民反抗闘争資料』下冊、中華書局（北京）、一九七九年、五六二―五九四頁、「反对抬高米價操縱民食」、所収の事例、参照。

(33) 三木聰「抗租と阻米——明末清初期の福建を中心として——」『東洋史研究』四五巻四号、一九八七年。また同「沙泉——清代福建の一方社会——」『史朋』二四号、一九九一年、二五―三〇頁、参照。

(34) 三木氏は、「本境」が指し示す具体的な地域について、断定は避けるものの、古島和雄氏の所説を参照しつつ、「或いは、佃農が日常的に接触する『農村集市市場を中心とする地域社会』であろうか」との見通しを述べている（三木、前掲一九八七年論文、五六頁、註(54)、参照）。本稿における問題関心から付言すれば、阻米に参画した佃農の「境」認識と、佃農の阻米を描写した地方志の筆者、あるいは阻米・搶米を収拾し、具体的な手立てを加えた地方官（三木、前掲一九八七年論文、四八頁に紹介された崇禎年間の汀州府清流県知県鄧應翰の事例など）等のもつ「境」認識とは、やはりそれぞれ区別して分析する必要があるのではないだろうか。

(35) 陳弘謀『培遠堂偶存稿』文徴、巻一五、江西巡撫任。

(36) 『高宗実録』巻五〇二、乾隆二〇年（二七五五）十二月甲辰上諭。

(37) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第一三輯、七〇頁、二〇〇一年一月二三日の太子太保署理两江總督尹繼善奏摺。

(38) 尹繼善はこの点に関し、同右奏摺において、さらに次のように述べている。

令各省督撫、嚴飭屬吏、無分畛域、共恤民難、商販聽其流通、不得混行遏糴。米船不拘大小多寡、任憑裝載、不得官為阻攔。並通行曉諭、不許無賴棍徒借端生事、違者嚴拏治罪。

(39) 拙稿A、一三八―一三九頁、参照。また、後掲、註(40)の黒田明伸論文、一三―一四頁には、常平倉穀の補填問題と遏糴禁止との関わりについて論及がなされている。

- (40) 山本進「清代前期の平糶政策——採買・倉儲政策の推移——」『史林』七一巻五号、一九八八年、同「清代中期の經濟政策——白蓮教反乱前後の四川——」『史学雑誌』九八編七号、一九八九年、黒田明伸「清代備蓄考——資産形態よりみた經濟構造論——」『史林』七一巻六号、一九八八年、および拙稿A・B、等参照。
- (41) 黒田、前掲論文、五〇六頁、拙稿A、二三六―二三九頁、参照。
- (42) 拙稿A、参照。
- (43) 黒田、前掲論文は、乾隆十八年の改革によって採用された倉穀補填の現地調達方式が、その後嘉慶初年まで継続したことを確認し、かかる行政的穀物備蓄が客観的に果たした地域資産形成の構造を指摘している。他に、拙稿A、二三八―二三九頁、拙稿B、六一頁、参照。
- (44) 「自由流通」に関し、岸本美緒「清朝中期經濟政策の基調——一七四〇年代の食糧問題を中心に——」『近きに在りて』一一号、一九八七年、が示唆に富む提言を行なっている。
- (45) 前掲、註(44)の岸本論文、および拙稿A、参照。

〔追記〕

本稿は、平成二年度文部省科学研究費（奨励研究A）「清代中期の食糧問題に関する研究」の研究成果の一部である。